

## 一般職地方公務員の政治的行為の制限

○ 一般職地方公務員については、地方公務員法第 36 条により、一定の政治的行為が制限されている。

○ 地方公務員法第 36 条第 2 項においては「政治的目的」と「政治的行為」を規定しており、「政治的目的」をもってする「政治的行為」に限り、制限の対象となる。

### 【政治的目的】

(地方公務員法第 36 条第 2 項)

特定の政党その他の政治的団体又は特定の  
内閣若しくは地方公共団体の執行機関  
の支持・反対

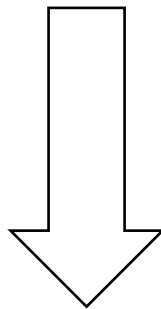
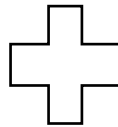
公の選挙又は投票において特定の人又は  
事件の支持・反対

### 【政治的行為】

(地方公務員法第 36 条第 2 項各号)

公の選挙・投票での投票勧誘運動 (1 号)  
署名運動の積極的関与 (2 号)  
寄付金等の募集の関与 (3 号)  
文書・図画の庁舎への掲示等 (4 号)

条例で定める政治的行為 (5 号)  
(条例を定めている団体の例)  
大阪市、福岡市、伊丹市、新居浜市、  
延岡市



### 制限される政治的行為

※ 個別の具体的な行為が制限に抵触するか否かについては、行為の態様、状況等を考慮して、個別具体的に判断

## ○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

### （政治的行為の制限）

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。））、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。